



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 154/2023年10月号

発行日：2023年10月31日

2023年10月1日からインボイス制度が始まりました。この「インボイス」とは、事業者間でやり取りされる消費税額等が記載された請求書や領収書等のことです。納税額への影響や実務上の手間の増加が生じるため、これまで喧々諤々な議論がされてきました。導入にあたっては様々な経過措置とともに導入されましたが、ここ最近話題に挙がるのが少なくなってきたような気がします。喉元過ぎれば熱さを忘れるなのか、嵐の前の静けさなのか、今後想像もしなかった論点が出てくるのか状況を見守りたいと思います。今年も残り2ヵ月、一日一日大切に過ごしたいと思います。

### 最新情報（2023年9月1日～2023年9月30日）

#### 1. 業種別委員会

| CPA協会<br>HP掲載日 | 種類   | タイトル   | 内容  | 適用時期等                         |
|----------------|------|--|---|-------------------------------|
| 2023年<br>9月6日  | 公開草案 | 業種別委員会研究資料「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」（公開草案）の公表について | <p>昨今、暗号資産や NFT（Non-Fungible Token）などのトークン（電子的な記録・記号）を活用する Web3.0 ビジネスが広がりを見せております。Web3.0 関連企業における監査受嘱については、取引の経済合理性の理解、会計処理を実施するための前提となる発行者及び保有者との間の権利及び義務の特定、関連法令等の理解及び内部統制の構築等、検討すべき事項は多岐にわたっております。</p> <p>これを踏まえ、日本公認会計士協会（業種別委員会）では、Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題について研究を重ねてまいりました。また、調査研究の一環として、会計監査に関する企業側と監査人側の相互の理解の促進等のため、「Web3.0 関連企業の会計監査に関する勉強会」を設置し、企業関係者、弁護士、監査人間で議論を行いました。</p> <p>このたび、Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する一通りの検討を終えたため、業種別委員会研究資料「Web3.0</p> | 意見募集期限<br>2023年10月<br>6日（終了済） |

|            |      |   |   |                          |
|------------|------|---|---|--------------------------|
|            |      |   | 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」(公開草案)として公表し、広く意見を求めるものです。   |                          |
| 2023年9月13日 | 公開草案 | 「業種別委員会実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について | 日本公認会計士協会(業種別委員会)は、業種別委員会実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。本改正は、2022年7月25日付けで倫理規則が改正され、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entity :PIE)である場合、報酬関連情報の開示が要求事項として新設されたことを受け、2023年7月28日付けで監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。 | 意見募集期限<br>2023年9月26日(終了) |

## 2. IFRS 関係 (会計制度委員会)

| CPA 協会 HP 掲載日 | 種類 | タイトル                                       | 内 容  | 適用時期等 |
|---------------|----|--|--|-------|
| 2023年9月25日    | 意見 | IASB 情報要請「IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損」に対する意見について | 2023年5月30日に国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board :IASB)から、情報要請「IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損」が公表され、意見が求められました。<br>日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該情報要請に対するコメントを取りまとめ、2023年9月22日付けで提出しています。 | —     |

## 3. 学校法人会計 (学校法人委員会)

特になし

## 4. 非営利・公会計 (非営利法人委員会、公会計委員会)

特になし

## 5. IT 関係 (テクノロジー委員会)

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

| CPA 協会<br>HP 掲載日   | 種類       | タイトル  | 内 容  | 適用時期等 |
|--------------------|----------|---|--|-------|
| 2023 年<br>9 月 21 日 | 研究報<br>告 | 会計制度委員会研<br>究報告第 17 号「環<br>境価値取引の会計<br>処理に関する研究<br>報告 - 気候変動<br>の課題解決に向け<br>た新たな取引への<br>対応 -」及び「公<br>開草案に対するコ<br>メントの概要及び<br>対応」の公表につ<br>いて                       | <p>日本公認会計士協会は、2023 年 9 月 7 日に開催された常務理事会の承認を受けて、会計制度委員会研究報告第 17 号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究報告は、近時の世界的な脱炭素、低炭素化による持続可能な社会の実現に向けた動きを踏まえて種々の環境関連取引が行われるようになってきているものの、現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがあることを踏まえ、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引（環境価値取引）に関する会計処理の考え方について調査し、現時点における考えを取りまとめたものです。</p> | —     |
| 2023 年 9<br>月 28 日 | 周知       | 「財務報告に係<br>る内部統制の評価<br>及び監査の基準並<br>びに財務報告に係<br>る内部統制の評価<br>及び監査に関する<br>実施基準の改訂に<br>ついて（意見書）」<br>（2023 年 4 月）<br>等を受けた内部統<br>制監査上の留意事<br>項に関する周知文<br>書」の公表につ<br>いて | <p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号周知文書第 1 号「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（2023 年 4 月）等を受けた内部統制監査上の留意事項に関する周知文書」を公表いたしましたので、お知らせいたします。</p>   | —     |

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 公認会計士の資質向上のための研修受講義務

継続的専門研修制度（CPE）から継続的専門能力開発制度（CPD）へ

公認会計士には、その資質の維持・能力の向上を図るため公認会計士法及び内閣府令により研修を受講することが求められています。公認会計士協会は会員の研修受講状況をチェックし、必要に応じて指示や懲戒処分を行います。研修義務は以下 3 要件を全て満たした場合のみ義務達成となります。

- ① 当該事業年度を含む直前 3 事業年度の合計単位数が 120 単位以上（1 単位：1 時間）
- ② 当該事業年度 20 単位
- ③ 当該事業年度必須単位数として、「職業倫理」2 単位及び「税務」2 単位、加えて法定監査業務従事者においては「監査の品質及び不正リスク対応」6 単位

2023 年度より従来の継続的専門研修制度（CPE）から継続的専門能力開発制度（CPD）へと約 20 年振りに制度変更されました。主な変更点は以下となります。

#### ① 研修から能力開発へ

今までの研修受講だけにとどまらず、会員が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的、能動的に能力開発を行うため、多様かつ魅力あるコンテンツの充実と、公認会計士としての活躍分野、経験年数、習熟度の特性や、キャリアパスに応じたカリキュラムの提供を行う。

#### ② 監査法人の研修管理体制等の明確化

上場会社監査を行う監査法人の履修管理体制等について、研修に関する管理・運営の適切性を CPD 協議会が確認する。該当する監査法人は、履修管理体制等の整備を目的とした資料等を作成・保管しなければならない。

#### ③ 研修の免除・必要単位数軽減の範囲の見直し

公認会計士の業務の多様化に伴い、会社役員、一般企業に勤務する社内会計士、海外在住、大学教員等に対して従来は研修の免除規定があったが今後は免除対象から外れる。

#### ④ 不適切な履修申告の態様、不正な履修申告の判断基準及び措置の明確化

2020 年度に判明した不適切な受講に対する対応策として不正と判断するプロセスが明確化された。

公認会計士として活動するにあたり、最新の知識を習得することで活躍の機会を拡げクライアントに適切なサービス提供が可能になります。東光監査法人では、公認会計士協会所定の要件に加え、法人内ルールの徹底も含め全社員、補助者の能力の維持向上に努めております。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703